

## 「退学」に納得できない！ パート①違反行為に身に覚えがない！！(テキスト版)

※動画より一部省略等していることがありますので、詳細は動画をご覧ください。

皆さんこんにちは。弁護士の山上祥吾です。

今回は、学校から「退学処分」と言われた、または「退学にする前に自分で辞めて下さい」(自主退学勧告)と言われたけれども、納得がいかない、という場合の対応についてお話させていただきます。

退学に納得がいかない場合というのは、大きく分けて、2つの場合があると考えています。

学校が退学というのは、簡単にいえば、生徒さんが違反行為したから、という場合ですが、1つは、学校から言われた違反行為に身に覚えがないという場合。

もう1つは、学校から言われた違反行為はあるのだけれども、退学が重すぎる、という場合です。

そして、今回は、学校から言われた違反行為に身に覚えがないという場合に、どう対応するかをお話させていただきます。

もう1つの、違反行為はしてしまったけども退学が重すぎる、という場合については、別の動画を用意しておりますので、そちらをご覧ください。

<https://youtu.be/wIDaLtpHPcw>

そもそも、なぜ、違反行為に身に覚えがないのに、先生から誤解されて、退学と言われてしまうのか、これは、学校の先生は、警察官ではない、すなわち事実の調査を行う専門的な能力がないにもかかわらず、それを行おうとしてしまうからだと思うのです。

例えば、A君が、先生に、B君から殴られたと訴えたとします。

そうすると、先生は、A君、B君両方から話を聞きます。

このときに、加害者だと言われたB君に対して、複数の教員で取調べのようなことを行って、その結果、B君が、認めるという内容の反省文を書いたという場合があったとします。

このときのB君に対する聞き取りのやり方が悪い場合があるわけです。

では、違反行為に身に覚えがないのに退学と言われたら何ができるか、ですが、本当に自分に身に覚えがないなら、先生が何と言おうが、明確に否定してよいと思います。その結果、学校が退学と言ってきたら、身に覚えがないことですから、退学を争うことができます。

また、もし、身に覚えがないのに、先生に言われたまま反省文を書いてしまい、退学と言われたというような場合でも、先ほど述べたように先生の調査のやり方が悪いこともありますし、その他の理由で争える可能性はありますので、その場合でも退学を争うことができます。

退学の争い方ですが、裁判で①退学処分を無効にして学校に戻るという方法と、②こんな学校戻りたくないということで退学はするけれども、損害賠償を請求するという方法が考えられます。

裁判ではなく、学校との話し合いも理論的には考えられますが、この場合は、裁判しないと学校が応じないという可能性が高いかなと思います。

上記の①の裁判ですが、通常の訴訟は1年くらいかかりますので、争っている間学校に行けず、訴訟が終わるまでに卒業や留年の時期になってしまう、という心配があります。

そのため、通常の訴訟(学生の地位確認)をする前に、「仮の地位を定める仮処分」という早く審理してくれる裁判を行うことが多いです。この仮処分をすれば、順調にいけば1ヵ月~2ヵ月程度で、裁判所が決定を出してくれて、とりあえず学校に戻れる、ということになります。

その後も学校が争うということであれば、通常の訴訟を起こすことにはなりますが、学校が諦めて和解となって、完全に復帰できるということもあります。

和解となる場合には、学校が原因で受けられなかったテストを受けたり、授業を受けられなかったので補講を受けるといような対応を約束することもあります。